

追加経済対策に伴う税制改正法案は6月19日に成立

政府が提出した追加の総合経済対策に伴う税制改正法案は6月19日に参議院で否決されました。その結果、衆議院で同日3分の2以上の賛成により再可決され、法案が成立しました。この税制改正法案の主な内容は次の通りです。

税金の種類	項目	特例期間	内容	留意点
贈与税	住宅取得のための贈与税の時限的な軽減（措法70条の2）	H21.1.1～H22.12.31	直系尊属（父母、祖父母）から居住用家屋の取得に充てるための金銭の贈与を受けた場合には、500万円まで贈与税を課さないものとする。 この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする	贈与者以外の項目の特例の適用要件は、現行の住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例と同じ。相続時精算課税制度とあわせてこの特例を利用した場合、この特例の500万円は、 相続税申告時の精算対象から除外 されます。 金銭以外（例：当該不動産の持分）の贈与は適用対象外
法人税	中小企業の交際費課税の軽減（措法61条の4）	H21.4.1以後に終了する事業年度	交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げる。	

平成21年度税制改正トピックス

平成21年度税制改正では、土地売買促進のため、平成21年～22年中に取得した土地等については、時限措置で2つの特例が新設されました。今回は、「土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例（措法37条の9の5）」について、ご案内します。

項目	内容
対象者	不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人（法人も同様の特例があります）
取得する資産の条件	H21.1.1～H22.12.31までの間に国内にある土地等（棚卸資産を除く）を取得し、その取得した日の属する年の翌年3月15日までに、その取得をした土地等（以下「先行取得土地等」という）につき、この特例の適用に係るものである旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合
譲渡する資産の条件	先行取得土地等を取得した日の属する年の12月31日後10年以内に、その個人の所有する他の事業用土地を譲渡した場合
課税の繰延	上記譲渡土地に係る譲渡益からその譲渡益の100分の80（先行取得土地等を平成22年のみ取得した場合には100分の60）に相当する金額を課税の繰り延べ。

取得時の契約書等証明書類保管要